

協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年9月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

協同組合検査規程の一部を改正する訓令

協同組合検査規程（平成13年岩手県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第117条第1項から第5項まで、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条、銀行法（昭和56年法律第59号）第52条の54（農業協同組合法第92条の4第1項及び水産業協同組合法第121条の4第1項において準用する場合に限る。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第15条及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第36条第1項から第5項までの規定により組合等の業務又は会計の状況について行う検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において「組合等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 農業協同組合法第93条第2項に規定する子会社等、<u>信用事業受託者及び</u>共済代理店、森林組合法第110条第2項に規定する子会社等並びに水産業協同組合法第122条第2項に規定する子法人等及び信用事業受託者（以下これらを「子会社等」と総称する。）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第117条第1項から第5項まで、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条、銀行法（昭和56年法律第59号）第52条の54（農業協同組合法第92条の4第1項及び水産業協同組合法第121条の4第1項において準用する場合に限る。）、<u>保険業法（平成7年法律第105号）第305条第1項（農業協同組合法第11条の25第1項において読み替えて準用する場合に限る。）</u>、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第15条及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第36条第1項から第5項までの規定により組合等の業務又は会計の状況について行う検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において「組合等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 農業協同組合法第93条第2項に規定する子会社等<u>及び信用事業受託者並びに同法第11条の19第1項第4号に規定する</u>共済代理店、森林組合法第110条第2項に規定する子会社等並びに水産業協同組合法第122条第2項に規定する子法人等及び信用事業受託者（以下これらを「子会社等」と総称する。）</p>
2	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第117条第1項から第5項まで、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条、銀行法（昭和56年法律第59号）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第117条第1項から第5項まで、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条、銀行法（昭和56年法律第59号）</p>

）第52条の54（農業協同組合法第92条の4第1項及び水産業協同組合法第121条の4第1項において準用する場合に限る。）、保険業法（平成7年法律第105号）第305条第1項（農業協同組合法第11条の25第1項において読み替えて準用する場合に限る。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第15条及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第36条第1項から第5項までの規定により組合等の業務又は会計の状況について行う検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

）第52条の54（農業協同組合法第92条の4第1項及び水産業協同組合法第121条の4第1項において準用する場合に限る。）、保険業法（平成7年法律第105号）第305条第1項（農業協同組合法第11条の25第1項において読み替えて準用する場合に限る。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第36条第1項から第5項までの規定により組合等の業務又は会計の状況について行う検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この訓令は、平成28年9月23日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年10月1日から施行する。